

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年6月6日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
1	共通	募集要項	「5 応募の受付期間、方法等」の応募方法に関し、「応募に当たっては、上記2（募集内容）における募集ごと」とありますが、同一法人が同一敷地に計画した場合は、募集ごとに複数の応募が可能か。	そのような応募も可能です。応募書類は、募集ごとに作成してください。
2	共通	募集要項	「3 応募の要件」の(10)に、「選定された場合、介護予防サービスの指定の申請を行うこと。」とあるが、選定された場合、必ず指定申請をしなければならないという解釈でよいか。	その通りです。重度化を防止し、介護予防を促進する観点から、介護保険法に介護予防サービスが規定されているサービス種別においては、要支援認定者を受け入れる体制を整備することを要件とします。
3	共通	募集要項	他事業所からの応募状況を知りたい。	募集要項6(1)にあるとおり、回答できません。
4	共通	募集要項	4次募集で落選した場合、次回の公募以降、応募することはできないのか。	5次募集以降で、未選定の種別があれば応募可能です。
5	共通	選定要領 法人事業実績書	第5第2項及び第3項の基礎点とは何か。また、選定に関し、どのような影響があるのか。	法人事業実績書（様式8）に記載された内容をもとに、既存事業所の運営状況について、次の項目ごとに点数を付して評価し、審査会による応募書類の内容審査及び面接審査に加点します。 ・過去6年間の直近の実地指導における文書指摘の数 ・介護職員処遇改善加算の算定区分 ・介護職員等特定処遇改善加算の算定区分
6	共通	選定要領 法人事業実績書	新規に社会福祉法人を設立予定の場合等、法人事業実績書に記載すべき既存事業所等がない場合、基礎点はどのように決まるのか。	3点を付すこととします。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年6月6日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
7	共通	選定要領 法人事業実績書	全国に既存事業所が相当数ある場合、法人事業実績書は、どのように記載すべきか。	選定要領第5第3項にあるとおり、盛岡市内に所在する事業所から順番に10事業所まで記載し、その上で、応募する施設区分と同じ事業所を優先して記載してください。 法人事業実績書に記載された事業所について、基礎点の算出を行います。記載しなかった事業所については、別紙として、事業所ごとに事業種別、施設等名称、所在地、事業所番号、指定年月日、定員を記載したものを提出してください。 なお、処遇改善加算の算定区分等、法人事業実績書①～④の項目は記載不要です。
8	共通	選定要領 法人事業実績書	基礎点の具体的な計算方法を教えてほしい。	【既存事業所がAからEまで5事業所である場合】 介護職員等特定処遇改善加算の算定区分について、 A事業所：加算Ⅰ→10点 B事業所：加算Ⅱ→5点 C事業所：加算Ⅱ→5点 D事業所：加算Ⅰ→10点 E事業所：加算Ⅰ→10点 平均：(10+5+5+10+10)÷5=8点 ⇒基礎点：8点 他の項目についても、同様に各事業所ごとに点数をつけ、項目ごとの平均点を合計したものが基礎点となります。 なお、上記の例において、E事業所が当該加算がないサービス種別の事業所である場合は、評価しないこととなるため、4事業所で除して平均を算出します。 平均：(10+5+5+10+0)÷4=7.5点 ⇒基礎点：7.5点
9	共通	土地・建物 に係る関係 部署との協 議状況調書	土地利用に関し問題がないと判断している場合でも、「担当部署との協議記録」に記入が必要か。	担当部署に、問題がないことを確認の上、記入してください。新築、増築、改築等の工事の種別にかかわらず、確認をお願いします。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年6月6日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
10	共通	資金計画書	「1 建築の形態」の「単独／併設・合築」は、どのように記入すればよいか。	第8期計画において複数応募し、それらを併設・合築する場合は「併設・合築」を、それ以外は「単独」を選択してください。 単独の場合 「（本体施設）」にのみ記入してください。 併設・合築の場合 当該応募施設を「（本体施設）」に、本体施設以外を「（併設施設）」に、それぞれ記入してください。
11	共通	資金計画書	現在建築中の建物の一部を借りることとしているが、この場合の「併設・合築」は、どのように選択するのか。また、内容は、「（本体施設）」に記入することでよいか。	1と同様に記入してください。
12	共通	資金計画書	「2 設置（転換）に係る総事業費」の「総事業費」は、何を指すのか。	「総事業費」は、表中の「全体事業費」を指します。
13	共通	資金計画書	施設は、賃貸の予定だが、(1) 事業費内訳は、どのように記入するのか。「土地取得関係費」及び「建物建設関係費」の該当する項目に記入できないが、「その他の費用」にまとめてよいか。施設側で「スプリンクラー」を設置予定なので、それに該当する設備費用は、「建物建設関係費」の建築費への記入でよいか。	賃貸に係る費用のうち、開設までに係る費用を「その他費用」の欄に記入してください。開設後に発生する費用は、記入しないでください。 スプリンクラーの設置については、「建築費」に記入してください。
14	共通	収支見込書	減価償却費等の記入を明記した方がいいのか、あくまでも、様式による記入が望ましいのか。	様式のとおり記入してください。
15	共通	収支見込書	「入所者又は利用者の標準月額」について、標準的な金額とは、どの段階の者を対象とした金額とすればよいか。	第5段階（標準段階）の者を対象とした金額として、記入してください。
16	共通	職員配置表	様式9、10及び11の人員配置に係る様式について、施設で独自に作成した勤務表等でも可能か。	市が指定した様式によるものとしてください。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年6月6日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
17	共通	応募書類	<p>応募書類の様式8について、具体的にはどのように記載することとなるか。</p> <p>様式8の項目1の記載内容について、現在、盛岡市内で運営している2事業所に加えて全国で運営しているグループホームやサ高住や特定施設等の居住系施設のみ記載する内容でよいのか。</p>	<p>盛岡市内に所在する事業所を全て記載してもなお10事業所に満たない場合は、選定要領第5第3項における上位の事業所から順番に、10事業所に到達するまで記載することとなりますが、その上で、応募する施設区分と同じ事業所を優先して記載します。</p> <p>【例】盛岡市内に1事業所、八幡平市に2事業所、宮古市に2事業所、福島県に1事業所、東北地方以外に50事業所運営しており、区分C：認知症対応型共同生活介護に応募する場合における、応募書類様式8（書類番号13）の作成方法</p> <p>様式の上段から順番に、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①盛岡市内の1事業所を記載 ②八幡平市の2事業所を記載 ③宮古市の2事業所を記載 ④福島県の1事業所を記載 ⑤東北地方以外に所在する事業所について、認知症対応型共同生活生活介護の事業所を優先して4事業所を記載（認知症対応型共同生活介護事業所がない場合は、任意の4事業所） <p>注1 ②～④それぞれの範囲内で10事業所に到達する場合は、応募する施設区分と同じ事業所を先に記載します。</p> <p>注2 様式8に記載できなかった事業所については、別紙として任意様式で提出をお願いいたします。任意様式に記載する事業所については、過去6年間の直近の実地指導における文書指摘の数、介護職員処遇改善加算の算定区分、介護職員等特定処遇改善加算の算定区分の記載は不要です（介護職員処遇改善加算計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書の基本情報入力シート、個票等から調製したものを提出していただくことでも差し支えありません。）。</p> <p>注3 先に公表されているQ & A No.7についても、御確認くださいよう願いたします。</p>

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年6月6日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
18	共通	応募書類	「都市計画法の開発許可」について、開発許可申請は不要であるが、開発許可申請に代わる協議申請を行う必要がある旨担当部署から指導を受けたが、様式4 土地・建物に係る関係部署との協議状況調書「1 土地・建物の概要(1)建設予定地の概要」には、「開発許可は不要」と記載してよいか。	お見込みのとおりです。
19	共通	応募書類	平面図及び立面図は検討段階であることから、検討中の内容を提出することによいか。	実際に整備することとなった場合と乖離しない内容で提出してください。
20	共通	事業計画書	「5 整備概要」について、施設は、賃貸契約によることとしているが、この項目の記入を教えてください。整備区分は、賃貸によいか。構造、建築面積、敷地面積は、予定している建物の賃貸契約のとおりによいか。	賃貸の場合は、次の内容を記入してください。 整備区分 賃貸 構造 建物全体の構造 建築面積 当該事業に使用する延床面積 敷地面積 (空欄)
21	共通	事業計画書	「6 工期及び開設年月日」について、賃貸予定の建物は、現在建築中のものを借りる予定で、その場合は、「開設予定」のみの記入によいか。	「予定工期」も記入してください。
22	共通	事業計画書	「7 事業費」について、賃貸による場合は、設備備品費及び賃貸借契約に係る費用の記入によいか。賃貸借契約の費用は、毎月、賃料及び共益費が発生するが、「総額」には、賃貸借期間のうちどの期間分の費用を記入すべきか。また、契約時には、一時金もありうるが、それらを含めての記入によいか。	資金計画書2(1)「全体事業費」の事業費計と一致するように記入してください。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年6月6日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
23	共通	事業計画書	「11 施設建設に係る近隣住民への説明」は、応募時点で終了していることが必要か、又は今後開催する予定での応募も可能か。	いずれも応募可能です。
24	D 小規模多機能型 ・ 居宅介護、認知 O 症対応型通所介 ・ 護、地域密着型 K 特別養護老人 K ホーム	補助金	建設費に対する補助（地域密着型サービス等整備等助成事業）について、管理運営要領においては、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とするとされているが、選定後、運営法人が他法人から土地及び事業を運営する建物を借りる契約を締結し、当該土地に建物を新設する場合、補助金の交付を受けられるか。	令和3年度時点では、岩手県においては、いわゆるオーナー制を採用して整備する場合は、補助対象としないこととしております。
25	B 介護医療院 ・ B B		基準を満たせば、通所リハビリテーション、訪問看護又は居宅介護支援の併設が可能か。また、可能であれば、通所リハビリテーションの定員数に制限があるか。	通所リハビリテーション、訪問看護又は居宅介護支援の併設に制限はありません。また、通所リハビリテーションの定員の制限もありません。なお、併設を希望する場合は、事業計画書等において、その旨明示してください。
26	B 介護医療院 B		募集Bは、既存一般病床の廃止に伴う新設に限定されているが、募集BBについては、既存一般病床の廃止に伴う新設、増築又は新築を問わず応募が可能ということか。	お見込みのとおりです。
29	D 小規模多機能型 居宅介護		小規模多機能型居宅介護にサービス付き高齢者向け住宅を複合させる場合で、サービス付き高齢者向け住宅の居室に限度数があるか。	居室数に制限はありません。
30	D 小規模多機能型 居宅介護		利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さを確保した場合において、登録定員を29人以下としたときの通りの定員は、15人又は18人以下のどちらになるのか。	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）第86条第2項を確認してください。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年6月6日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
31	D 小規模多機能型 居宅介護		補助制度の施設等整備費はサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の新施設整備でも同額(1施設当たり上限33,600千円)と考えてよいか。	令和2年度における補助制度ではそのとおりとなっております。 なお、本年度以降の補助制度の詳細は、現段階において確定していません。また、事業候補者として選定されることをもって、補助金の交付対象となることが保証されるものではありません。
32	G 特定施設入居者 生活介護		現在、有料老人ホームの施設定員の一部を特定施設として運営しているが、床数を追加する形で応募することは、可能か。	可能です。本体施設定員を上限とし、任意の床数で応募することが可能です。
33	G 特定施設入居者 生活介護		有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も特定施設の対象の一つとなっているが、その際の設備基準として、有料老人ホームの設備基準にある「医務室」、「介護居室」等も整備しなければならないか。	サービス付き高齢者向け住宅の設備等の基準は、サービス付き高齢者向け住宅の関係法令等を確認してください。有料老人ホームの設備基準は、適用されません。
34	G 特定施設入居者 生活介護		サービス付き高齢者向け住宅として申請する場合で、居室面積、廊下幅員の有効寸法等の要件は、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームのいずれのものが適用されるのか。	サービス付き高齢者向け住宅の関係法令等が適用されます。
35	G 特定施設入居者 生活介護		令和3年4月1日付けで、厚生労働省老健局長から「有料老人ホームの設置運営標準指針について」通知があり、令和3年7月1日から適用となっている。今回の募集に当たり、従来の指針に基づく計画でよいか、又は新しい指針に基づく計画とすべきか。	盛岡市では、「有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「市指針」という。)」を定めています。盛岡市内で有料老人ホームを開設する場合は、この市指針の規定に基づく施設の設置及び運営に努めてください。なお、国の標準指導指針(以下「標準指針」という。)が改正され、令和3年7月1日から適用されることから、市指針を標準指針に沿って改正する予定です。現段階では、改正後の市指針を示すことができる段階にないで、改正後の標準指針を参考に検討してください。
36	G 特定施設入居者 生活介護		機能訓練指導員と介護支援専門員の兼務は、業務に支障がなければ可能か。	支障がなければ、兼務可能です。
37	G 特定施設入居者 生活介護		一般型の特定施設に訪問介護事業所を併設する場合、人員基準は、それぞれの事業所で満たすべきという考えか。	そのとおりです。特定施設と訪問介護事業所とは、別事業所であることから、それぞれに必要な人員を確保する必要があります。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年6月6日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
38	G 特定施設入居者生活介護	事業計画書	「3 床数」について、例えば、施設全体の床数が50床の施設において、30床が既に特定施設で、残り20床分を応募しようとする場合は、次の記入でよいか。 施設全体の床数 50床 既存の特定施設の床数 30床 今回特定施設を希望する床数 20床	そのとおりです。
39	G 特定施設入居者生活介護	資金計画書・収支見込書	施設全体の床数の7割が既に特定施設となっており、残りの3割を住宅型から特定施設に変更を希望する場合は、資金計画及び収支見込について、変更を希望する部分の面積で按分するのか、又は施設全体が特定施設となったものとして想定するのか。	資金計画については、3割分を住宅型から特定施設に変更する際に発生する費用等を記入してください。 収支見込については、施設全体が特定施設となった場合として想定してください。
40	G 特定施設入居者生活介護		現在、住宅型有料老人ホームを運営中で、既存の施設内で十数床の応募を考えているが、現在の入居者を居室移動させることなく、部屋単位で特定施設対象者専用の部屋としての登録は、可能か。「階ごと」の登録となるのか。	特定施設入居者生活介護の指定は、施設ごとに行われるものであり、1施設の中の部屋又は階を指定するものではありません。特定施設全体の床数が50で、特定施設入所生活介護の10床を指定する場合も、部屋や階数を場所として指定するものではありません。
41	G 特定施設入居者生活介護		現在の入居者が使用している浴場・食堂を、特定施設対象者が使用することは、可能か。	特定施設入居者生活介護の設備基準に適合する必要があります。「盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）」第220条及び第242条を参照してください。
42	G 特定施設入居者生活介護		介護職員について、時間帯又は日替りで、「有料老人ホーム担当」と「特定施設対象者担当」と区切りをつけて勤務させることは、可能か。	「盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）」第218条、第219条、第240条及び第241条並びに「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」第3の十及び十の2を参照してください。
43	G 特定施設入居者生活介護		特定施設入居者生活介護を整備する場合、活用できる補助金があるのか。	募集要領10にあるとおり、令和3年度における補助制度の詳細は、現段階において確定しておりませんが、令和2年度において、839千円に整備する床数を乗じた金額を上限とする開設準備経費（円滑な開所及び既存施設の増床の際に必要な備品購入費、需用費等）が新設されました。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年6月6日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
44	G 特定施設入居者生活介護	応募書類	書類番号16「人員配置計画書」について、特定施設入居者生活介護の人員基準上、ユニット単位での配置ではないにもかかわらず、様式10及び11において、ユニット単位で配置することを前提とする様式と見受けられるが、当該様式を使用しなければならないか。また、特定施設入居者生活介護においては、施設長（管理者）、生活相談員、計画作成担当者、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の配置が必要であるが、様式10及び11に記載する必要はないのか。	応募するサービス種別の人員基準に即したものになるよう、適宜情報を加除した上で、提示した応募様式を使用してください。必要職種についても同様です。
45	H 特別養護老人ホーム（新設）、地域密着型特別養護老人ホーム（新設）		デイサービス施設の併設は可能か。	特別養護老人ホームとデイサービスの併設は可能です。
46	H 特別養護老人ホーム（新設）、地域密着型特別養護老人ホーム（新設）		ショートステイ施設の併設は可能か。	特別養護老人ホームとショートステイの併設は可能です。
47	H 特別養護老人ホーム（新設）、地域密着型特別養護老人ホーム（新設）		認知症高齢者グループホーム施設及び認知症対応型デイサービス施設の併用は可能か。	①特別養護老人ホームとグループホームの併設は可能です。 ②特別養護老人ホームと認知症対応型デイサービスの併設は可能です。 ③上記3施設の組み合わせも可能です。
48	H 特別養護老人ホーム（新設）、地域密着型特別養護老人ホーム（新設）		医師の配置は常勤でなければならないか。協力医療機関契約にて通院、又は訪問診療を選択することは可能か。また、医師を雇用する形式をとらなければいけないか。	①協力病院を定めることとは別に、医師を配置する必要があります。 ②医師の配置に当たっては、常勤・非常勤の規定はありません。また、直接雇用は必須ではありません。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和4年6月6日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
49	H 特別養護老人ホーム（新設）、地域密着型特別養護老人ホーム（新設）		<p>建物の完成年度は、開設時期の年度内でよいか。</p> <p>また、施設について、「盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営基準等を定める条例」以外に、施設の構造・設備に関する基準はあるか。</p> <p>同条例第5条の2（1）の設備基準で居室の定員を4人とする場合、具体的な必要条件等はあるか。</p> <p>従来型施設の設備基準で、食堂と機能訓練室を同一とする場合、「支障がない広さを確保できる」とあるが、両スペースを区切るための家具（可動）やキッチンユニットは、面積算定（3㎡/人）上は除外しなくてもよいか。</p> <p>同条例の第45条（1）アにおいて、「一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、かつ、15人を超えないものとする」とあるが、10人を超える定員は可能か。</p>	<p>①建物の竣工が開設年度内になるよう計画してください。</p> <p>②介護保険法上では、条例以外に「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日付け老企第43号）及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日 老発第214号）を参照してください。</p> <p>③条例の規定のとおりです。</p> <p>④面積を算定する上で、可動式の家具等の分は含めても構いませんが、固定式の家具等の分は除外してください。</p> <p>⑤1のユニットの定員は10人以下が原則ですが、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットも認められます。</p>